

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子等支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、母子等支援に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和2年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子等支援に関する事務
②事務の概要	<p>市区町村(特別区を含む)は、ひとり親家庭の自立促進の支援により生活安定と福祉の増進を図るために、児童を監護する母親又は父親を対象とした貸付金事業における貸付決定、償還管理等及びひとり親支援事業における給付金支給決定、母子生活支援施設及び助産施設入所決定及び入所に係る費用の決定を行う。</p> <p>市区町村は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、母子および父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法及び東京都母子及び父子福祉資金貸付条例施行規則、港区児童福祉法施行細則に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務 3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 4 母子生活支援施設入所事業に関する事務 5 入院助産事業に関する事務
③システムの名称	1福祉総合システム 2税務システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム 5中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1東京都母子及び父子福祉資金貸付台帳ファイル 2東京都母子及び父子福祉資金償還台帳ファイル 3ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金ファイル 4ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金ファイル 5母子生活支援施設入所事業ファイル 6入院助産台帳ファイル 7送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第43項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第34条 <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条、附則第3条、第6条 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法 第9条第1項 別表第一第45項 ②別表第一主務省令 第36条 <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10 3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法 第9条第1項 別表第一第45項 ②別表第一主務省令 第36条 <ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10 4 母子生活支援施設入所事業に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法 第9条第1項 別表第一第9項 ②別表第一主務省令 第9条第3号、第4号 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第23条、第56条第1項② 5 入院助産事業に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法 第9条第1項 別表第一第9項 ②別表第一主務省令 第9条第1号、第2号 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第22条 6 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号) <ul style="list-style-type: none"> ・第11条の2第1項 別表第一第11項 ・第11条の2第2項 別表第二第29項、第30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)なし、(別表第二における情報照会の根拠)第63項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下「別表第二主務省令」という。) (情報提供の根拠)なし、(情報照会の根拠)第34条
	2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令 (情報照会の根拠)第36条
	3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令 (情報照会の根拠)第36条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭支援部子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒105-8511東京都港区芝公園1丁目5番25号 子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談担当 電話番号03-3578-2449
-----	---------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務</p> <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第43項</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)(以下、「別表第一主務省令」という。)第34条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条、附則3条、6条</p> <p>2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第45項</p> <p>②別表第一主務省令 第36条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10</p> <p>3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第45項</p> <p>②別表第一主務省令 第36条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10</p> <p>4 母子生活支援施設入所事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第2項</p> <p>・児童福祉法第23条、第56条2、8項</p> <p>5 入院助産事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第1項</p> <p>・児童福祉法第22条</p>	<p>1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務</p> <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第43項</p> <p>②番号法 第19条第7項 別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条、附則3条、6条</p> <p>2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第45項</p> <p>②別表第一主務省令 第36条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10</p> <p>3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第45項</p> <p>②別表第一主務省令 第36条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10</p> <p>4 母子生活支援施設入所事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第2項</p> <p>・児童福祉法第23条、第56条1項②</p> <p>5 入院助産事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第1項</p> <p>・児童福祉法第22条</p>	事前	根拠法令の修正
平成28年4月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>4 母子生活支援施設入所事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第2項</p> <p>・児童福祉法第23条、第56条2、8項</p> <p>5 入院助産事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第1項</p> <p>・児童福祉法第22条</p>	<p>4 母子生活支援施設入所事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第3号、第4号</p> <p>・児童福祉法第23条、第56条2、8項</p> <p>5 入院助産事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第9項</p> <p>②別表第一主務省令 第9条第1号、第2号</p> <p>・児童福祉法第22条</p>	事後	法令項目番号の修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	なし	6 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号) 第11条の2第1項 別表第一第11項 第11条の2第2項 別表第二第29項 第30項	事後	条例一部改正に伴う記載事項の追記
平成28年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	なし	6 母子・父子家庭及び寡婦日常生活支援事業に関する事務	事前	事務の概要追加
平成28年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	6 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号) 第11条の2第1項別表第一 第11項 第11条の2第2項別表第二 第29項、第30項	6 母子・父子家庭及び寡婦日常生活支援事業に関する事務 ①番号法 第9条第1項 別表第一 第44項 ②別表第一主務省令 第35条 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7、第33条 7 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)・第11条の2第1項 別表第一第11項 ・第11条の2第2項別表第二 第29項、第30項	事後	根拠法令の修正
平成28年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	6 母子・父子家庭及び寡婦日常生活支援事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第64項、(別表第二における情報照会の根拠)第64項 ②別表第二主務省令(情報提供の根拠)第35条、(情報照会の根拠)第35条	事前	情報連携根拠追加
平成28年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第65項、(別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令(情報提供の根拠)第65項、(情報照会の根拠)第36条	3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報提供の根拠)第65項、(別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令(情報提供の根拠)第36条、(情報照会の根拠)第36条	事後	根拠法令修正
平成28年10月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	6 母子・父子家庭及び寡婦日常生活支援事業に関する事務	なし	事後	事務の概要一部削除
平成29年5月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務</p> <p>①略</p> <p>②番号法 第19条第7項 別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第34条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条、附則3条、6条</p> <p>2～5 略</p> <p>6 母子・父子家庭及び寡婦日常生活支援事業に関する事務</p> <p>①番号法 第9条第1項 別表第一 第44項</p> <p>②別表第一主務省令 第35条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7、第33条</p> <p>7 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)</p> <p>・第11条の2第1項別表第一 第11項</p> <p>・第11条の2第2項別表第二 第29項、第30項</p>	<p>1 東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務</p> <p>①略</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第34条</p> <p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条、附則3条、第6条</p> <p>2～5 略</p> <p>6 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)</p> <p>・第11条の2第1項 別表第一第11項</p> <p>・第11条の2第2項 別表第二第29項、第30項</p>	事後	根拠法令の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 略 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第65項、 (別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令 (情報提供の根拠)第36条、(情報照会の根拠)第36条 3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第65項、 (別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令 (情報提供の根拠)第36条、(情報照会の根拠)第36条	1 略 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令 (情報照会の根拠)第36条 3 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠)第65項 ②別表第二主務省令 (情報照会の根拠)第36条	事前	根拠法令の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	4 母子生活支援施設入所事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第16項、 (別表第二における情報照会の根拠)第16項 ②別表第二主務省令 (情報提供の根拠)第12条第3項イ、(情報照会の根拠)第12条第3項イ 5 入院助産事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第16項、 (別表第二における情報照会の根拠)第16項 ②別表第二主務省令 (情報提供の根拠)第12条第3項ホ、ト、リ、ヌ、 (情報照会の根拠)第12条第3項ホ、ト、リ、ヌ 6 母子・父子家庭及び寡婦日常生活支援事業に関する事務 ①番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第64項、 (別表第二における情報照会の根拠)第64項 ②別表第二主務省令 (情報提供の根拠)第35条、(情報照会の根拠)第35条	削除	事前	連携しない事業項目及び根拠法令削除
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	長谷川 浩義	佐藤 博史	事後	人事異動があったため
平成30年5月21日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子ども家庭課長 佐藤 博史	子ども家庭課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	母子等支援に関する事務では、事務の一部を外部事業者に業務委託している。情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に定めることで万全を期している。		事後	令和2年度から業務委託を廃止したため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため